

令和7年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度群馬県立自然史博物館附帯ホール活用等調査業務

2. 業務の目的

群馬県立自然史博物館は、施設・展示の老朽化、博物館活動に必要な収蔵庫の不足や、利用者層や利用者ニーズの変化に展示や館内サービス環境の対応が不足している状況である。これに対応するため、群馬県では、当施設に隣接する「群馬県立自然史博物館附帯ホール（以下「ホール」という。）」を新たに自然史博物館の一部機能を担う施設として用途変更した場合の展示機能及び収蔵機能の拡張可能性を検討している。

本業務は今後の課題解決に向けたホールの展示機能及び収蔵機能への活用可能性について、事前調査及び対応の方向性の検討を目的とするものである。

3. ホールの概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 主要構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| (2) 階 数 | 地上2階、地下1階、プロセニウム型 |
| (3) 延べ面積 | 2,806.2㎡ |
| (4) 設 備 | 電気設備、給排水衛生設備等 |
| (5) 開館年月日 | 平成8年10月22日 |

4. 業務委託期間

契約締結日～6 か月程度

5. 委託業務の着手

- (1) 受注者は、契約後速やかに委託業務に着手しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の着手にあたり、次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出しなければならない
 - ・作業工程
 - ・その他、業務実施にあたり必要な事項

6. 法令及び規則等の遵守

本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び規則等の定めるところに従うものとする。

- (1) 群馬県財務規則及び関係条例
- (2) 労働関係法令
- (3) その他関係法令及び諸規則

7. 委託業務の内容

(1) 現状課題の整理

博物館職員等からのヒアリングや、館の基本構想等を基に施設、収蔵庫、展示に関わる課題整理を行う。

(2) 関連調査

①発注者と協議し、博物館の課題をふまえ、参考となる類似施設・類似事例の調査（3施設程度）を行う。

②収蔵庫について、資料のボリューム及び増加率を博物館からヒアリングや調査を行った上で、ホールでの改修において、必要な収蔵庫の性能・仕様などの概略を示すこと。

(3) ホール活用の方向性の検討

- ・(1)、(2)の内容を踏まえ、活用の方向性を3つ程度検討すること。(通常の収蔵庫と魅せる収蔵庫を合わせたパターン、新しい展示室のパターン、収蔵機能と展示を合わせたパターン、来館者の憩いの場(広場、室内遊具等)など)
- ・活用の方向性について、展示及び収蔵機能をゾーニングする。その上で、ゾーニング後の具体的な活用内容をイメージした図を作成する。併せて、概算費用を算出すること。
- ・各パターンにおけるメリット・デメリットを評価・検討し、最終的な各パターンにおける目指すべき姿(何を主眼とする施設か)の案を示す。

(4) 建築ハード面の検討、調査

- ①現況調査(構造・電気・機械設備の調査、必要書類の準備・整理含む)
- ②ホール床の構造検討(客席及びその他)
- ③特定天井の構造検討(残置及び撤去等)
- ④建築基準法の適合判断(チェック図作成含む)
- ⑤空調方法の選定(実現性・比較・電気含む)
- ⑥同類施設の用途変更調査
- ⑦概算費用の算出(ホール解体、新築等)

(5) 報告書の作成

- (1)から(4)の内容をまとめた報告書を作成する。

8. 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

- (1) 報告書 5部(A4版)
- (2) 上記電子データ 1部(CD-RへPDF収納)

9. その他

本業務は、自然史博物館の収蔵・展示において適切な環境での活用を見込むため、博物館学芸員資格者を1名以上配置すること。また、既存施設の改修を前提とした業務となることから、建築関連の法規や条件を把握する必要もあるため、一級建築士を1名以上配置すること。なお、仕様書に記載されていない項目については、発注者と協議の上対処すること。

10. 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集・調査・分析・検討等は、原則として受注者が行うものであるが、現在、発注者が所有し、本業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、本業務完了とともにすべて返却するものとする。

11. 著作権等

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45 年法律第48 号）第27 条及び第28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て発注者に帰属する。受託者は発注者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (3) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。